県政最前線

交通事故ゼロをめざして

問 県庁県民生活課 ☎073-441-2350
県警察本部交通企画課 ☎073-473-0110

昨年の県内の交通事故件数は平成14年以降16年連続して減少し、交通事故死者数は過去最少になりました。

しかしながら、過去において、さまざまな取組によりゼロとなっていた死亡事故件数における飲酒運転死亡事故件数の割合は、再び増加に転じ、昨年「全国ワースト1」になっています。飲酒運転による事故は31件と依然としてなくなりません。

また、交通事故や死者数全体に占める高齢者(65歳以上)の割合は、いずれも高く、高齢運転者の事故割合も増加傾向にあります。

このような課題に対して、県と県警では、関係機関・団体と連携しながら飲酒運転の根絶運動や高齢者の交通安全対策などを行い、県民一人ひとりの交通安全意識を高める取組を行っています。

飲酒運転を根絶する

飲酒運転は、悲惨な結果を招く悪質で重大な犯罪であり、絶対にしてはいけない・させてはいけない行為です。飲酒運転を根絶するには、県民一人ひとりが飲酒運転の危険性を自らの問題として受け止める必要があります。

死亡事故における飲酒運転の割合

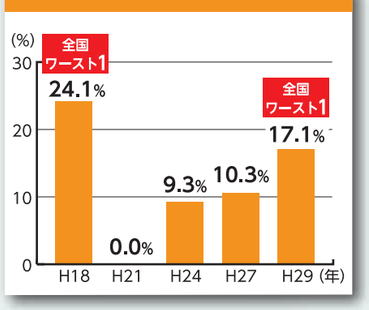

交通事故死者数の推移

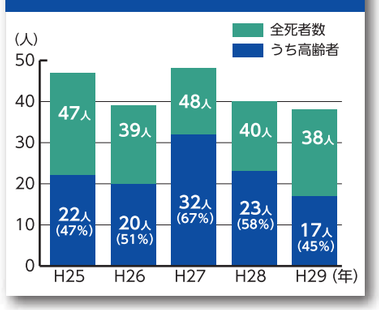

交通事故件数の推移

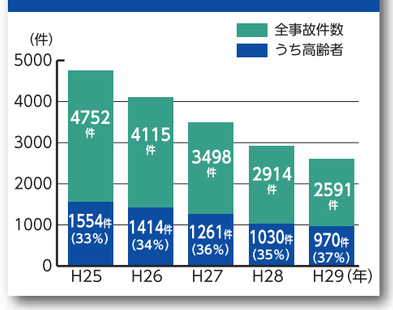

飲酒運転をしない・させない・許さない 意識を高める

アルコールは、お酒に強い、弱いに関係なく少量の摂取でも脳の機能をまひさせるため、飲酒運転は、危険運転につながります。また、飲酒運転の代償は極めて大きく、運転者本人はもちろん、車やお酒の提供者、同乗者にも厳しい罰則が科せられます。万一事故を起こせば、一生かけても償うことのできない重い責任を負うことにもなりかねません。

●飲酒が運転に及ぼす影響

脳への影響
- 情報処理能力の低下
- 注意力の低下
- 判断力の低下

運転への影響
- 発見への遅れ
- 反応の遅れ
- 操作の遅れ

飲酒運転の死亡事故率は飲酒していない場合の約8・4倍(平成28年中)

※死亡事故率とは、全事故件数のうち死亡事故の占める割合
※警察庁:飲酒運転による交通事故関連統計「平成28年における交通死亡事故について」から引用

●処分・罰則

運転者には	酒酔い運転	
	行政処分	無条件で…**35点 免許取消し** 欠格期間3年
	罰則	5年以下の懲役または100万円以下の罰金
	酒気帯び運転	
	行政処分	呼気中アルコール濃度0.25㎎/ℓ以上 **25点 免許取消し** 欠格期間2年 呼気中アルコール濃度0.15㎎/ℓ以上0.25㎎/ℓ未満 **13点 免許停止** 90日
	罰則	3年以下の懲役または50万円以下の罰金

		酒酔い運転	酒気帯び運転
周囲の人には	車両の提供者	5年以下の懲役または100万円以下の罰金	3年以下の懲役または50万円以下の罰金
	酒類の提供者 車両の同乗者	3年以下の懲役または50万円以下の罰金	2年以下の懲役または30万円以下の罰金

※前歴及びその他の累積点数がない場合
※欠格期間とは、運転免許が取り消された場合、運転免許を受けることができない期間

飲酒運転で事故を起こせば、危険運転致死傷罪が適用されることも

人を**死亡**させた場合…**最高20年の懲役**
人を**負傷**させた場合…**最高15年の懲役**

●飲酒運転根絶のために

- 自動車で仲間と飲食店などへ行き飲酒する場合には、仲間を自宅まで送り届けるお酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決めましょう。ハンドルキーパーがいない場合は、公共交通機関などを利用しましょう。
- 日頃から飲酒運転による事故の危険性や悪質性、責任の重大さについて家族で話し合いましょう。
- 飲酒運転の車両や飲酒運転をする可能性のある人をみかけたら警察に通報しましょう。

飲酒運転根絶運動の展開

●啓発の強化

飲酒運転禁止を訴えるステッカーやバッジなどを作製し、飲食店に対する啓発活動や街頭啓発を行っています。また、飲酒運転事故の被害者を招いて飲酒運転根絶県民フォーラムを開催し、広く県民に飲酒運転根絶の呼びかけを行っています。

▲飲食店でお酒を飲まないことを宣言するバッジ

▲飲酒運転禁止を訴えるステッカー

●取締りの強化・再発防止対策

県警では、飲酒運転根絶に向け、飲酒運転が常態的に見られる時間帯・場所などの分析を行い、さらなる取締りの強化を行っています。また、行政処分を適正に行い、飲酒運転者に対しては飲酒行動改善のためのカリキュラムを盛り込んだ処分者講習を実施し、再発防止に努めています。

●条例制定の検討

県では、飲酒運転根絶を徹底するための条例制定に向け、研究を進めています。